

蔵王町空き家バンク Q&A

物件を購入・借りたい方むけ Q&A

Q1：空き家バンク利用者の対象はどのような人ですか？

A1：空き家バンク制度にご賛同いただける方で、蔵王町に移住される方・町民の方で定住を希望する方ならどなたでも登録できます。

Q2：空き家バンクの利用者希望者登録には、登録料、仲介手数料がかかりますか？

A2：空き家バンク利用希望者登録は無料です。

物件を契約する際は不動産業者に仲介してもらいますので法律で定められた不動産仲介手数料や不動産取得税などの税金類、行政書士代行費用等が必要です。

Q3：空き家バンクを見て気になる物件があり、利用希望者登録する前に外観だけでも見たいのですが、空き家の住所を教えてもらえますか？

A3：空き家の住所は所有者の個人情報ですので空き家バンクに掲載以外の情報については、利用希望者登録をしていただく前にお教えすることはできません。利用希望者登録後、所有者の承諾が得られればお教えできます。

Q4：直接交渉したいので、空き家の持ち主を教えて欲しいのですが？

A4：直接交渉はできません。不動産業者に仲介してもらいますので空き家の所有者情報を教えることはできません。

Q5：利用希望者登録後、気になる物件があったので、現地見学を申し込みたいのですが、都合の良い日に合わせてもらえますか？

A5：都合の良い日に現地見学を行えるように、物件の所有者や物件を担当する仲介業者と調整いたしますので、ご相談ください。

Q6：田や畑などの農地も空き家と一緒に買う・借りることは可能ですか？

A6：所有者が、利用可能な付随施設として登録している田畑や、空き家の敷地内にある家庭菜園等の使用は可能です。

なお、農地と一緒に買う・借りる場合は、農業委員会の許可を得る必要があります。

Q7：気に入った物件にすぐ住めますか？

A7：家財の撤去や補修などが必要な建物もあります。それぞれの物件で条件が異なりますので、仲介の不動産業者にご確認ください。

Q8：物件の交渉をする手続きは？

A8：ホームページ等で閲覧した物件の中で、具体的に確認・交渉したい物件があった場合は、蔵王町にご連絡ください。当該物件を担当する不動産業者からご連絡し、交渉スタートとなります。